

お知らせ

令和6年6月より「生活習慣病」（糖尿病・高血圧症・脂質異常症）にて受診されている方の場合、個々に応じた治療管理を行うため「療養計画書」を作成・説明をしております。

療養計画書作成の為に診察時間が変わることがございますが、ご協力・ご了承いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

（当院は生活習慣病で受診されている方に限らず、個々の状態に応じ、28日以上長期処方が可能です。主治医が適切に判断しますので、診察時にご相談・ご確認ください。）